

不動産登記に関する事務の一部の停止について

土地区画整理事業に係る換地処分がされたことに伴い、下表の地域について、事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務の処理ができません。

これにより、対象地域の不動産を目的とした各種登記申請は令和7年11月7日から事業の登記が完了するまでの間は、原則として受理することができませんので、御注意願います。

また、事業の対象地域内の不動産について、事業の完了するまでの間は、登記事項証明書、要約書、地図の写し等が発行されませんので、御注意願います。

御不明な点は、管轄登記所にお尋ねください。

仙台北務局

処理期間	対象地域	事務停止の理由
令和7年11月7日から 令和7年12月5日まで (予定)	宮城郡利府町赤沼字越戸の各一部 宮城郡利府町赤沼字明ヶ沢の各一部 宮城郡利府町赤沼字放森の各一部 (仙台北務局塩竈支局管轄)	土地区画整理事業